

要綱制定概要書

1 対象要綱と制定改廃の別

都市公園内における民設民営型集会所設置に関する要綱の改正

2 背景

本要綱は、都市公園内に民設民営型集会所（以下「集会所」という。）を設ける手続について規定しており、これまでに自治会等から2件の設置申請が行われました。

都市公園内に集会所が設けられることにより、利便性の向上、愛護会による管理実施に伴う市の公園管理費用の縮減等の効果が見込まれることから、自治会等の要望がある場合においては、市としては前向きに設置を検討すべきものと考えています。

そこで、本要綱に規定されている集会所の設置要件の一部を見直すとともに、その許可基準等についてより明確化する必要があります。

3 対応方針

- (1) 集会所を設置することができる都市公園の面積要件を緩和します。
- (2) 複数の自治会等に近接する都市公園について、事前調整規定を明確化します。
- (3) 近隣住民への事前調整規定を明確化します。
- (4) 建築基準法等への適合要件については、別途自治会等が行う建築許可申請において判断されるべきものであるため、削除します。
- (5) 集会所を設置した自治会等が管理する公園の範囲を明確化します。
- (6) 路上駐車防止対策を講じることを新たに運営基準として定めます。
- (7) 本要綱の改正は、決裁の日から施行します。

4 政策内容

- (1) 要件の見直しにより、集会所の件数が増加し、公園利用者の利便性の向上等につながります。
- (2) 審査基準が明確化されることにより、審査の透明性が高められます。